

令和2年第10回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和2年10月26日(月)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時50分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 委員会室1

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

- 1番 高橋 聡
- 2番 秋葉 俊一
- 3番 齋藤 智幸
- 4番 佐藤 優人
- 5番 五十嵐 晃
- 6番 斎藤 克行
- 7番 小野 隆
- 8番 長南 統
- 9番 日下部 崇喜
- 10番 小林 ひろみ
- 11番 遠田 雅弘
- 12番 川井 利光
- 13番 和島 孝輝
- 14番 高橋 義夫
- 15番 佐藤 恒子
- 16番 日向 弘明
- 17番 佐藤 繁
- 18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(0名)

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜
主査兼農地農政係長 佐藤 良子
農地農政係主任 佐藤 一視
農業経営改善相談員 河村 清男

7 会議に付した議案

報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について	(6件)
--------	-----------------------------	------

報告第 13 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(12 件)
議案第 34 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(5 件)
議案第 35 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 36 号	農地転用事業計画の変更申請について	(1 件)
議案第 37 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(2 件)
議案第 38 号	庄内町農用地利用集積計画について (農地中間管理事業)	(25 件)
議案第 39 号	農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について	(15 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 2 年第 10 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。 全員出席となっております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「令和 2 年度山形県農業委員会大会について」、「令和 2 年度山形県農業委員会大会開催要領」、「令和 2 年度農業者との意見交換会チラシ」、「荒廃農地をリニューアル地域の農地を守ろう」、「山形県農地中間管理機構へチラシ」、「農協広報 (10 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。全員協議会が終わりましたら、「農地パトロールに係る資料」もご覧いただきたいと思います。 それでは、令和 2 年第 9 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 2 年第 9 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 2 年第 10 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 2 年第 10 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
事務局長	前回の総会で回答を保留にしておりました件につきまして、佐藤主任の方より報告いたします。
佐藤主任	先月の総会の 農地法第 3 条の規定による許可申請について、の中で、贈与による所有権移転の案件があり、佐藤 繁 委員より譲受人に贈与税はかかるのかという質問をいただいております。調べましたところ、贈与税の基礎控除が年間で 110 万円あります。これに満たない場合は非課税になるそうです。今回の案件に関しては、これに満たないとなりますので、非課税になるものとみております。また、今年度中でございますので、さらに贈与があればまた増えていきますが、年度内の基礎控除を越えなければ非課税の中であるということでした。ちなみにですが、この贈与税については、税務の方で特に調査をするものではなく、登記の状況やら第三者の申し出等によって調査というか把握するというような内容になっているようでした。
議長	17 番 佐藤 繁 委員。

	よろしいでしょうか。
17番 佐藤	17番 佐藤です。 確認ですが、年ですか、年度ですか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	年度といいましたが、年内でして、1月1日から12月31日の間ということ でございます。訂正いたします。
17番 佐藤	質問ですが、100万円以内というのは、土地の評価額ですか、国税になると 思いますが。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	土地の評価額でございます。
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、ただ今から 本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただ いてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていた だきます。9番 日下部 崇喜 委員、10番 小林 ひろみ 委員 両名に議事 録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第12号の上程、説明、質疑	
議長	報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、 を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第12号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第12号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届 出書の受理について、を終わります。
◎報告 報告第13号の上程、説明、質疑	
議長	報告第13号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を 上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第13号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	はじめに修正をお願いいたします。 5番の出し手●●●●さんの住所のところですが、山形県より記載になっ

	ておりまして最後の地番まで入っていませんでしたので、こちらは●●●●●●●●●● ●ですので、記載をお願いします。
佐藤主査	(報告第 13 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 34 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 34 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 34 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、7 番 小野 隆 委員より、現地調査報告をお願いします。
7 番 小野	7 番 小野です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による 1 番から 3 番の使用貸借権設定の案件と 4 番と 5 番の賃貸借権設定の案件ですが、10 月 23 日に、8 番 長南 統 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 今回の 1 番から 5 番の案件については、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 35 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案第 35 号、に係る現況写真回覧のため、暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤主任が現況写真を回覧する。)

議長	再開いたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 35 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 35 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、8番 長南 統 委員より、現地調査報告をお願いします。
8番 長南	8番 長南です。 農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 5 条の規定による賃借権設定と所有権移転の案件ですが、10 月 23 日に、7番 小野 隆 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 1番と 2番の案件については、砂利採取及び田床改良による一時転用ですが、これまでも近隣で、砂利採取による田床改良が行われており、これまでとほぼ同様の計画であることから、近隣の農地に対しても影響を及ぼすことはない判断してきました。 3番の住宅建築に伴う永久転用の案件ですが、北側と西側が住宅に隣接し、西側と南側が道路に面しており、周辺に農地がないため、周辺の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、永久転用については問題ないと判断してきました。 委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 1番 高橋 聡 委員。
1番 高橋	1番 高橋です。 1、2番の砂利採取についてですけれども、一年間稲が作れないわけですがその分の補償についてわかる範囲で教えてください。
議長	暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。 佐藤主任。
佐藤主任	土地の賃借料に保証分を含めまして合計●●●●円でございます。
議長	よろしいですか。
議長	ほかにございませんか。 17番 佐藤 繁 委員。
17番 佐藤	17番 佐藤です。 今の 1番の件についてですが、審査表の 9 番目に「場内処理は砂利採取箇所のみ集水し、排水路には排水せず、別の場所に持って行って排水する」と記載

	<p>があります。具体的に話しをしますと掘る場所の作業している穴に溜まった水については、別の場所に持って行って排水するということだと思われませんが、この業者さんはバキューム車等を持っていて最終的にその水というのはどう処理されるのか分かれば教えてください。</p>
議長	<p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>これまでですと近くに申請者の会社がございますので、申請した土地を掘削した土等が多くなると自社のプラントの方に持って行き、選別するという事でしたので、そちらの方で処理していると思われれます。詳細については確認したいと思います。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 13番 和島 孝輝 委員。</p>
13番 和島	<p>13番 和島です。 ただ今の件についてです。待避所は作らないとお聞きしたのですが、農道を見ながらも、砂利が敷いてあるところはそれでも良いのかも知れませんが、装置があるところは鉄板等を敷いて待避所的なところを何箇所か作った方が良く考えますので、意見として申し上げます。作らないというけれども、農道の壊れ防止を考えると多分、困るのではないかと思います。</p>
議長	<p>そのへんのところはいかがでしょう。 佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>申請資料では分かりづらいのですが、3ページの案内図をご覧ください。農地の地番●●●●の下と●●●●●の下に公共用財産（水路・道路）箇所が2箇所ありまして、そこに鉄板を敷く計画になっております。</p>
議長	<p>転用とはならない場所に鉄板を敷くということですね。</p>
佐藤主任	<p>はい。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
13番 和島	<p>はい。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 なお、1番と2番の案件は申請面積が3,000㎡を超えることから、県の常設審議会に許可相当の答申を受けたうえで、許可ということになりますのでご承知おきいただきたいと思います。</p>
◎議事	<p>議案第36号の上程、説明、質疑、採決</p>
議長	<p>議案第36号、農地転用事業計画の変更申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>（議案第36号の資料に基づき、議案を朗読）</p>

	詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 36 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、7 番 小野 隆 委員より、 現地調査報告をお願いします。
7 番 小野	7 番 小野です。 農地転用事業計画の変更申請についての現地調査報告を行います。 今回の案件は、先月の総会で付議されて許可されたものですが、10 月 23 日 に、8 番 長南 統 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施 しました。 今回の案件は、風況観測塔設置の一時転用ですが、北側が町道で南側と西側 が農地、東側が農道に面しています。先月の総会で付議された内容も、作業ス ペースを確保し、改善されており、申請地の周辺農地の所有者等から同意書を いただいております。隣接農地に対する日照及び通風、営農条件に悪影響を与 えないと思われることから、一時転用に関し問題ないと判断してきましたので 報告します。 委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この 場で発言をお願いします。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	申し訳ございません。 一点、付け加えて説明させてください。
佐藤主任	(議案第 36 号の資料に基づき、補足説明)
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これは、先月の総会で付議されたものを付け加えて許可相当とされたもの ですが、この案件に今こういった形で計画変更という申請であります。ただ今 のことに於いて質疑のある方は挙手願います。 17 番 佐藤 繁 委員。
17 番 佐藤	17 番 佐藤です。 議案の説明になかったのですが、消し忘れかと思いますが、1 番の下の方に 枠があって同上とあるのですが、これは何か意味があるのでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	こちらですが、議案の左上の番号の隣になりますが、「当初事業計画者」その 下に「継承者」ということでの様式になっております。事業計画変更でござい ますので、当初の事業計画者から新たな計画者になるという場合もございま すが、今回は継承者がいないということでの同上でございます。
議長	よろしいでしょうか。
議長	ほかにございませんか。 1 番 高橋 聡 委員。
1 番 高橋	1 番 高橋です。 申請期間の風況観測が終わってデータの結果が良ければ、この場所に新たな

	風車を建てるということでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	今回は調査のみの申請地でございますが、実際建てたい場所は、近くにある●●●●さんのプラントということで考えているところであります。
議長	近くにあるプラントとではわかりにくいので、この風況調査位置からどの辺の位置にあたるのかを説明してください。
佐藤主任	11 ページの案内図の申請地の方から上の方の北側になります。今日この後に農地パトロールがございますが、今回の案件に関連するということでその場所にも行く予定であります。その時にまた追加説明したいと考えております。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 36 号、農地転用事業計画の変更申請について、承認することに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、承認することに決定しました。
◎議事	議案第 37 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 37 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、番号 1 を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 37 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 37 号の資料に基づき、番号 1 の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 37 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）番号 1 について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第 37 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、番号 2 を議題といたします。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、10 番 小林 ひろみ 委員は退席願います。 暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 退席)
事務局長	再開いたします。

	番号2について説明をお願いします。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第37号の資料に基づき、番号2の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第37号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)番号2について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 着席)
◎議事	議案第38号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開いたします。 議案第38号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第38号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第38号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第38号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第39号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第39号、庄内町農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について、を議題といたします。 初めに、新規の番号1について審議します。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、10番 小林 ひろみ 委員は退席願います。 暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 退席)
議長	再開いたします。

	事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 39 号の資料に基づき、内容を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査が説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 39 号の資料に基づき、新規の番号 1 の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。 議案第 39 号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について、新規の番号 1 について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり承認することに決定いたしました。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 着席)
議長	再開いたします。 次に、新規の番号 2 以降と経営移譲について審議します。 佐藤主査より説明をお願いいたします。
佐藤主査	(議案第 39 号の資料に基づき、新規の番号 2 以降と経営移譲の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 12 番 川井 利光 委員。
12 番 川井	12 番 川井です。 案件の中で、賃借料 0 円というものがありますが、そのへんの内容についてはどのように把握しているのか教えていただきたいのですが。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	この議案第 39 号の中には何筆か賃借料 0 円の使用貸借権で農地を借りるといふ案件がでてきております。この 0 円というところは、今まで耕作がされていなかったところで、今すぐには作付けが出来ないような状態のため 0 円の設定にしてほしいという受け手の方からの要望がありまして、出し手の方も同意の案件となります。配分計画案に関しましては、これからもう 3 回出てくる予定ですが、今言ったように不耕作地であったり自己保全をしていて管理が行き届いていなかったというような農地に関しては賃借料 0 円という案件が出てくるとお思いますので、ご承知おき願います。
議長	13 番 和島 孝輝 委員。
13 番 和島	13 番 和島です。 契約期間は何年ですか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	農地中間管理事業の契約期間に関しましては最低 10 年からのので、今回の契約期間は 10 年間ということになります。なお、途中で契約内容を見直しするこ

	とも可能です。
議長	川井委員、和島委員、よろしいでしょうか。
議長	ほかにございませんか。 2番 秋葉 俊一 委員。
2番 秋葉	2番 秋葉です。 今の件ですが、農林課で自己保全を3年続けると農地には戻せないという項目があります。10年借りて3年自己保全をしたらその後、耕作できないということが発生した場合、その辺の絡みはどうなるのか分かれば教えてもらいたいのですが。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	農林課サイドで言っている自己保全というのは、補助金が交付金に係わるものに対してだと思うのですが。
2番 秋葉	補助金は0でも3年以上やると駄目ですよという話したと思うのですが。
佐藤主査	恐らくそれは交付金がらみだと思いますが、農地はずっと農地です。ここで言う自己保全というのは、何か耕作するというのではなく、不作の農地を草刈りなどの管理をするということのも農業委員会にはあり得ることなので、そういったところで0円と考えています。農林課サイドで農地に返せないというのは、管轄が違うため詳しくはわからないため、もし農業委員さんで分かる方が居れば教えていただければと思います。
議長	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩)
議長	再開いたします。 ただ今の秋葉委員の質問については、農林課に確認していただくことになりました。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。 議案第39号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について、新規の番号2以降について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	これをもちまして、令和2年第10回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前10時50分)

令和 年 月 日

上記は、令和2年第10回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第10回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

9番

10番

書記